（罰則の適用に関する経過措置）

3　この命令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府厚生労働省令第八号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年九月十六日

内閣総理大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　舛添　要一

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条の二十四第一項第十七号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十一年十月九日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2　この命令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についてのこの命令による改正後の労働金庫法施行規則第百五十二条の二十四第一項第十七号の規定の適用については、この命令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

3　この命令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○内閣府農林水産省令第九号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三及び第五十九条の七において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年九月十六日

内閣総理大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　石破　茂

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二十六第一項第十七号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二十七第一項第十七号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定貯金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の二十四第一項第十七号中「認定投資者保護団体をいう」を「認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十一年十月九日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2　この命令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。）となっている者についての第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条の二十六第一項第十七号、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第七条の二十七第一項第十七号及び第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第八十五条の二十四第一項第十七号の規定の適用については、この命令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

3　この命令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○法務省令第四十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月十六日

法務大臣　森　英介

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表釧路地方法務局の部北見支局の款同支局の項中「上湧別町　湧別町」を「湧別町」に改める。

別表千葉地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「千葉市の内　中央区　花見川区　稲毛区　美浜区」を「千葉市の内　中央区　稲毛区　美浜区　習志野市」に改め、同款千葉西出張所の項を削る。

別表金沢地方法務局の部同地方法務局の款金沢西出張所の項中「上安原町」を「上安原町　上安原一丁目　二丁目」に、「中屋町」を「中屋町　中屋一丁目　二丁目」に改める。

別表神戸地方法務局の部篠山支局の款を削り、同部柏原支局の款同支局の項管轄区域欄中「丹波市」を「篠山市　丹波市」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「千葉西出張所及び千葉東出張所管内千葉県千葉市に属する地域内の」を「千葉東出張所の管轄に属する」に改め、「千葉東出張所については、」を削る。

第六条の二第二項中「富岡支局」を「太田支局、沼田支局、富岡支局、中之条支局」に改める。

第七条第二項中「事務」の下に「（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）」を加える。

第二十九条中「伊万里支局」を「唐津支局、伊万里支局」に改める。